

一般仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場冷蔵庫棟について運転管理業務を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この運転管理業務は、冷蔵庫棟の機能維持を図るために、中央卸売市場冷蔵庫棟設備の運転管理、調整、点検及び保守を行って設備の耐用を増し、効率的に管理するものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、運転管理業務にあたり関係する法令、条例、規則(以下「関係法令等」という。)を遵守し、合法的に行うものとする。

- 2 受託者は、電気工事士、その他資格等(資格、検定、認定等)を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとし、資格等の写しを提出すること。必要あるときは、上記以外の資格等の写しを提出させることがある。
- 3 「関係法令等」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、騒音規制法、電気事業法、電気工事士法、電波法、電気通信事業法、水道法、道路交通法、道路法、労働基準法、労働安全衛生法、中央卸売市場保安規程等その他関係する法令、条例及び規則をいう。
- 4 管理業務の従事者等を雇用し勤務させることは、労働基準法の最低賃金法等の法令を遵守すること。

(基本事項)

第4条 この運転管理業務は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて、本市係員(以下あわせて「係員」という。)と綿密に打ち合わせをし、忠実に、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

- 2 選任電気主任技術者が電気工作物の保安のためにする指示には従わなければならない。
- 3 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。
- 4 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、保守管理業務の性格上、当然必要なものは履行する。
- 5 受託者は、業務完了後一年以内にこの管理業務に基づくものと判断される故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。
- 6 受託者は、運転管理業務を開始するに際し、市場利用者等が受託者名を外から見て容易に確認できるよう主となる場所に運転管理業務受託者名と受託者連絡先を掲示することとする。
- 7 一般仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 管理とは、機器の機能と性能がよい状態に維持する目的で監視し、機器をよりよい状態で維持するために巡回、記録、清掃、異常発生時の対応等を行う。

- 2 保守とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。
- 3 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

4 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
(本市係員)

第6条 係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会うことができる。

(業務従事者)

第7条 受託者は、契約書、一般仕様書、特記仕様書等によって業務を把握したうえで配置させる従事者を考慮し、専門的な知識と判断力を持っているものをこの契約に基づく勤務に就かせなければならない。

(提出書類)

第8条 受託者は、契約後すみやかに、現場責任者を通知し、係員から承諾を受け、経歴書、資格等の写しを係員に提出すること。

2 受託者は、添付の冷凍機運転日誌を参考に日誌を作成し、現場責任者が毎日作成した、運転日誌を検査して提出すること。

(安全管理)

第9条 受託者は、運転管理業務にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、運転管理業務にあたり、高圧受電箇所、極寒箇所、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、有害ガス発生が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 運転管理業務において、中央卸売市場内の道路はみなし道路とし、一般車両の通行があるので交通事故が発生しないよう留意すること。

4 受託者は、火気を使用する場合は十分な防火措置を講じ、許可された場所以外での火気の使用は禁止する。

(業務時間)

第10条 運転管理業務は、原則として毎日、常時24時間の運転管理とし、休憩時間は管理業務に支障が生じることがないよう留意すること。

(保守点検用工具等)

第11条 必要とする測定用計器、各種試験機器、懐中電灯、保護具、保守安全用品等、その他運転管理業務に必要とする工具類、及びビス類、ねじ類、ビニルテープ、油脂類、ウエス、コーティング等、軽微な消耗品等は、原則として受託者が用意する。ただし、中央卸売市場に配備している、工具類及び消耗品は使用しても良いこととし、整理、整頓するとともにその取り扱いには注意すること。

2 この契約を履行にあたり必要な事務機及び事務用品は、受託者が用意すること。

(改修交換用品等)

第12条 器具の交換、改修・修繕に必要とする取替用品等は、原則として本市が用意する。ただし、一部において仕様書に明記されている場合、又は受託者が当然準備すべきものは受託者が用意する。

(大規模改修・修繕)

第13条 受託者が大規模な改修・修繕となることが予想されるときには、あらかじめ係員に申し出て、別発注とするかを協議することができる。ただし、受託者への発注の要求、若しくは受託者が指定する者への発注を強要することを禁じる。

(保守点検作業用電力及び保守点検作業用水)

第14条 運転管理業務の作業用電力及び作業用水、排水については、原則として施設にあるものを使用することができる。

(工程等の打合せ)

第15条 受託者は、係員と保守点検工程等については、事前に打合せし、時間工程がわかる詳細な工程表を提出する。

(作業立会い)

第16条 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分の点検、改修、修繕を行うときには、和歌山市中央卸売市場保安規程を遵守し、当施設の電気主任技術者の監督及び指導のもと実施する。

特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場冷蔵庫棟の運転管理業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(履行場所の所在地及び名称)

第2条 履行場所及び履行期間は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(管理場所) 冷蔵庫棟 (建物延床面積) 1,493m²

(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(範囲)

第3条 運転管理範囲は、冷蔵庫棟施設全体の管理と設備の管理を行うとともに、責任を持つ運転管理を行うこと。尚、冷凍機本体においての定期年次点検は除くものとする。

(業務の履行)

第4条 市場内は常時稼動中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏捷に処理し解決すること。

第5条 受託者は、中央卸売市場冷蔵庫棟運転管理業務（以下「管理業務」という。）の履行について、常に中央卸売市場の運営が正常に行なえるよう誠実に運転管理し、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員、その他の者からの問い合わせ等について、誠意を持って対応することとし、不快感を与えないよう努めなければならない。

(従事者の届出)

第6条 受託者は、管理業務に着手する前に従事者の氏名、年齢、業務分担、資格等記載の名簿と資格の写しを提出し、係員の承諾を受けなければならない。また従事者の変更が生じるときにも同様に事前に届け出ること。

第7条 係員が承諾した業務従事者であっても、仕様書のとおり管理業務を実施できない者があるときには、従事者の変更を受託者に対し指示することができる。

(受託者)

第8条 受託者は、現場においての責任者として現場責任者を配置し、運転管理業務が円滑に行なえるよう経営幹部と共同で和歌山市中央卸売市場において、冷蔵庫棟の適正な運転管理を監督しなければならない。

(研修の実施)

第9条 受託者は、業務に従事する者に対し、管理業務に関する知識及び能力、技術の向上に努めるよう研修しなければならない。

(現場責任者)

第10条 現場責任者は、正義感が強く、健康であり且つ体力に自信があり、そして知識があり統制力がある者としなければならない。

第11条 現場責任者は、管理業務が円滑に行なうようにするため、契約業務のすべてを把握し、現場においての責任者として自覚を持って、管理業務に従事する者の指揮、監督を行うこと。

第12条 現場責任者は、契約書、一般仕様書、特記仕様書、その他の関係書類により、目的と内容を十分理解し、完成図書、取扱説明書等から施設の機能を完全に掌握し、効果的、経済的に業務を管理すること。

第13条 現場責任者は常に所在を明らかにすることとし、係員若しくは市場関係者が緊急時において連絡を取ることができるようにしておかなければならない。

2 中央卸売市場の備え付けの図面、取扱説明書、台帳及び書籍等を大切に整理し、必要とする管理書類は責任を持って作成することとし、管理業務上において必要となる書類の作成を係員が求めるときは、その求めに応じて提出すること。

(周知義務)

第14条 現場責任者は、管理業務において、保守、点検、修理、復旧、その他市場利用者に不便を伴う作業を行う必要が生じる場合には、事前に係員に連絡するとともに、関係する市場利用者に日程、時間、内容等を書面若しくは場内放送にて周知しなければならない。

(自己啓発)

第15条 現場責任者は、自らの管理業務の知識と技術向上のため、日頃から自己啓発と研究に努めなければならない。

(業務従事者)

第16条 受託者は管理業務に適した服装、靴、保護具等を業務の従事者に貸与したもの着用させ、市場利用者から見て、清潔に保たせること。

第17条 業務従事者が不審者と誤認されることがないようにするため、市場利用者から容易に識別できる名札、若しくは腕章等で明示すること。

(業務の引継ぎ)

第18条 本契約は、常時継続する運転管理を行う業務であるため、受託者は、管理業務の従事者に対し、毎日の管理業務終了での従事業務交代時には、必ず引継ぎ者に管理業務内容を申送りさせ、責任ある運転管理を指導しなければならない。

第19条 業務従事者は、現場責任者の指示のもと、中央卸売市場冷蔵庫棟の運営が円滑に行えるよう施設の管理を忠実に行い、緊急時には誠意を持って早急に対応すること。

第20条 業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

第21条 管理業務中に市場利用者から施設の設備等の事で質問を受けた場合は、秘密にしなければならない事項を除いて、わかりやすく、親切、丁寧且つ正確に返答しなければならない。

第22条 業務に従事する者は、市場利用者から金品や物品の供与を受けるなどし、特定の者に不当な利益を与えることがないようにすること。

第23条 業務に従事する者は、健康増進法第29条により定める場所での喫煙をしてはならない。

(施設の利用)

第24条 受託者は、管理業務の履行にあたり、次の施設等を契約期間中は無償で使用することができる。

- (1) 管理室、便所、キッチン、事務机、ロッカー、照明、空調機
- (2) 前号の使用に係る電気及び水道使用料

2 管理業務の履行にあたり、24時間連絡可能な手段（携帯電話等）は受託者が用意し、連絡先を報告すること。

- 3 施設の利用については細心の注意をもって使用し、清掃等により常に清潔に保たなければならない。
- 4 施設等を使用することによって係る消耗品等は、乙の負担とする。
- 5 管理業務に必要なない物品等を持ち込まないこと。
- 6 施設等を変更させるとには、係員の承諾を受けることとし、契約終了時には係員の指示により撤去し原状回復すること。
- 7 故意又は過失により施設等を損傷させたときは、誠意をもって修復すること。

第25条 災害情報収集若しくは休憩時間中を除いた管理業務中には、テレビ、ラジオ等の視聴、ゲーム器具等遊具の操作をしてはならない。

(受託者責任)

第26条 受託者は、受託者の責任者又は経営幹部を必要に応じて、月1回以上不定期に抜き打ちで巡回させ、管理業務がこの契約書、仕様書、係員の現場説明に従い行われているかを査察させなければならない。

- 2 受託者は、前項の巡回査察の結果、管理業務に問題が生じていることを知ったときは、係員に報告し、協議し、速やかに改善しなければならない。
- 3 受託者は、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員からの問い合わせ等について、誠意を持って対応することとし、良識ある判断に基づいて、管理業務に問題があると判断されるときには、受託者において、早急に自ら解決しなければならない。

(業務内容)

第27条 常時1名以上を配置させることとし、昼間(8時から17時まで)1名、夜間(17時から翌8時まで)1名の2交代制(休憩それぞれ1時間を含み、他の勤務者と重複しない時間帯とする。)とした勤務体制とし、冷蔵庫棟自動運転の保守管理及び冷蔵庫棟の維持管理をする。

第28条 冷蔵庫棟利用者の補助のために冷蔵庫出入り口扉の管理と冷蔵庫内・周辺の維持管理を行うとともに、冷蔵庫棟運転の保守管理の補助として、開市日の23時から8時まで(休憩1時間を含む。)の間に1名を配置すること。

- 2 前室及び通路においては放置されている荷物等がないか点検し、必要に応じて冷蔵庫棟利用者に注意すること。

(保守管理)

第29条 冷蔵庫棟施設の故障及び事故等を防止し、設備等が異常な状態に陥るのを未然に予防し、冷蔵庫棟施設の耐用を増すために、清掃、点検及び保守管理を行うもの。

- 2 平常状態でない突発的な異常な状態、若しくは緊急事態に陥ったときは、総括者及び現場責任者の指揮のもと、直ちに正常な状態に戻さなければならない。

第30条 メーカーによる取扱説明書により、状況に応じて冷凍設備操作盤等の設定及び操作を適正に行なうこと。

第31条 冷蔵庫棟の冷凍機設備の下記事項の点検を1日2回以上行い、受託者が作成し係員が認めた運転日報(添付図書参考)に記録し、総括者が検査し、係員に提出すること。

- ア 運転電流、運転時間及び冷媒圧力の記録並びに冷媒流量の目視確認
 - イ 冷凍設備の運転音、振動、異臭、汚れの確認、他の異常の有無
 - ウ 庫内温度及び送風状況の確認、自動運転装置の調整値
- 2 庫内の監禁呼出しについては、必ず毎日、点検をおこなうこと。

第32条　冷蔵庫棟(庫内を含む)施設周辺及び設備等は清掃を行い、特に庫内床面については利用者が滑らないよう安全確保に留意し、液ダレ及び水滴等を1日に3回以上巡回し、適宜取り除くこと。

第33条　毎月1回以上は、各冷室及び前室の各クーラー付近で、冷媒(ガス)の漏洩をガス検知器で隨時、測定すること。

(自動防熱扉管理)

第34条　自動防熱扉の操作を補助し、開放状態にならないように常に確認すること。

第35条　自動防熱扉の手動用ハンドルは、作動確認と凍結しないよう適宜点検し、非常時においては応急処置すること。

(記録)

第36条　運転管理従事者は、冷凍機運転日報等を現場責任者に提出して必ず検査を受けること。

(利用者確認)

第37条　冷蔵庫棟の使用状況を常に把握し、利用者の確認をすること。

第38条　各扉の開閉時間は、本市、市場協会、各種協会と協議のうえ決定し、閉扉後は必ず責任を持って盗難を防止する目的において施錠すること。

(緊急対応)

第39条　停電及び故障等発生したときには、必ず通常の状態となるように、直ちに責任を持って復旧させることとする。

(保守管理施設の概要)

第40条　中央卸売市場の保守管理すべき施設は以下のとおりとする。

- ・鉄筋コンクリート造 地上1階建て
- ・延べ床面積 1,493.97m²
- ・冷蔵室(SF室/F室/C2室/C3室/前室/荷捌き室)
- ・管理室/ポンプ室(消火設備等)/屋上設備(冷凍機本体/冷凍機制御屋外盤)
- ・電動両開き防熱扉(計4箇所)
- ・監禁呼出しSW(計4箇所)
- ・自動火災報知設備
- ・消火栓設備

2　冷凍機本体、冷凍機制御屋外盤、冷凍設備操作盤についての定期年次点検は別発注とする。

第41条　冷蔵庫棟の運転管理すべき施設及び設定は以下のとおりとする。

番号	室　名	床　面　積	目標冷却設定温度
1	前　室　3	7.80 m ²	5℃～10℃
2	C　3　室	125.20 m ²	5℃～10℃
3	前　室　2	15.42 m ²	5℃
4	C　2　室	317.77 m ²	0℃
5	前　室　1	15.75 m ²	5℃
6	荷　捌　き　室	51.20 m ²	5℃

7	F室	602.41 m ²	-25°C
8	前室 4	29.75 m ²	-25°C
9	S F室	161.57 m ²	-60°C

第42条 本市が庫内の温度を前条に定める目標冷却設定温度以外の温度に合わせるよう指示した場合は、指示に従い機器を運用すること。

(保守管理機器概要)

第43条 冷蔵庫棟の運転管理すべき機器は、別紙1のとおりとする。

その他の事項

(良識判断)

第1条 本仕様書に明記されていない事項、若しくは係員から指示されない事項であっても、中央卸売市場冷蔵庫棟運転管理業務上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(移行)

第2条 両者合意のもと締結した本契約を開始するとき、若しくは終了するときにおいて、管理業務の受託者の移行については十分な期間を設け、十分な人員で、管理業務内容のすべてを詳細にわたって、完璧に引継ぎを行なうこととする。

第3条 本業務の終了時において、持込み又は移行した事務機、電化製品、備品等は、撤去又は次の受託者に移行することとし、引き受けを希望しないときは必ず責任を持って撤去すること。

(疑義)

第4条 特記仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(開市日、休市日)

第5条 中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認すること。

和歌山市公式ホームページわかやま CITY 情報 (<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)
 トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場
 > (中央卸売市場とは) 和歌山市中央卸売市場の基本情報
 > (休開場日カレンダー) 令和8年

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別紙1

仕様書第42条に定める冷蔵庫棟の運転管理すべき冷凍機は以下のとおりとする。なお、全機器とも電源仕様は3相3線200V60Hzである。

系統番号	機器名称(冷凍機)	記号	メーカー	型式	冷媒	冷凍能力	消費電力	台数	製造番号	
1	空冷インバーター式 スクロール冷凍機	R-1	三菱電機	ECOV-EN45MB-BSG	HFC R410A	19.4kW	5.88kW	1台	33W00038	
2		R-2-1	三菱電機	ECOV-EN45MB-BSG	HFC R410A	19.4kW	5.88kW	1台	33W00039	
3		R-2-2	三菱電機	ECOV-EN45MB-BSG	HFC R410A	19.4kW	5.88kW	1台	33W00040	
4		R-3-1	三菱電機	ECOV-EN335B-BSG	HFC R410A	35.0kW	32.60kW	1台	33W00006	
5		R-3-2-1	三菱電機	ECOV-EN260B-BSG	HFC R410A	29.3kW	25.50kW	1台	33W00026	
6		R-3-2-2	三菱電機	ECOV-EN75B-BSG	HFC R410A	10.0kW	8.30kW	1台	33W00024	
7		R-4-1	三菱電機	ECOV-EN98MB-BSG	HFC R410A	28.0kW	11.78kW	1台	33W00054	
8		R-4-2	三菱電機	ECOV-EN98MB-BSG	HFC R410A	28.0kW	11.78kW	1台	33W00055	
9		R-5	三菱電機	ECOV-EN45MB-BSG	HFC R410A	19.4kW	5.88kW	1台	33W00041	
系統番号	機器名称(冷凍機)	記号	メーカー	型式	高圧側冷媒	低圧側冷媒	冷凍能力	消費電力	台数	製造番号
8	空冷式超低温 二元冷凍機	R-6-1	三菱重工	MNRA1582FSS	HFC R404A	HFC R23	8.37kW	22.40kW	1台	1403034M
		R-6-2	三菱重工	MNRA1582FSS	HFC R404A	HFC R23	8.37kW	22.40kW	1台	1403035M
		R-6-3	三菱重工	MNRA1582FSS	HFC R404A	HFC R23	8.37kW	22.40kW	1台	1403036M
系統番号	機器名称(冷却器)	記号	メーカー	型式	伝熱面積	風量	消費電力	台数	製造番号	
1	荷捌き室用	UC-1	三菱電機	UCH-N10VNB-SUS-BKN	52.9m ²	196m ³ /min	0.80kW	1台	33W00048	
2	C3室用	UC-2-1-1	三菱電機	UCH-N10VNB-SUS-BKN	52.9m ²	196m ³ /min	0.80kW	1台	33W00049	
2	C3室用	UC-2-1-2	三菱電機	UCH-N10VNB-SUS-BKN	52.9m ²	196m ³ /min	0.80kW	1台	32W00045	
2	C3前室用	UC-2-2	三菱電機	UCH-N3VNB-SUS-BKN	12.2m ²	36m ³ /min	0.11kW	1台	33W00005	
3	F室用	UC-3-1-1	三菱電機	UCR-N15BHA	45.6m ²	200m ³ /min	11.56kW	1台	33W00096	
3	F室用	UC-3-1-2	三菱電機	UCR-N15BHA	45.6m ²	200m ³ /min	11.56kW	1台	33W00066	
3	SF前室用	UC-3-1-3	三菱電機	UCR-N10VHA-8	36.9m ²	180m ³ /min	9.70kW	1台	33425001	
4	F室用	UC-3-2-1	三菱電機	UCR-N15BHA	45.6m ²	200m ³ /min	11.56kW	1台	33W00098	
4	F室用	UC-3-2-2	三菱電機	UCR-N15BHA	45.6m ²	200m ³ /min	11.56kW	1台	39W00067	
5	F室用	UC-3-2-3	三菱電機	UCR-N10VHA-8	36.9m ²	180m ³ /min	9.70kW	1台	33425002	
6	C2室用	UC-4-1	三菱電機	UCL-N15VHA-SUS-BKN	67.6m ²	268m ³ /min	7.86kW	1台	33W00046	
6	C2室用	UC-4-2	三菱電機	UCL-N15VHA-SUS-BKN	67.6m ²	268m ³ /min	7.86kW	1台	33W00047	
7	F前室用	UC-5-1	三菱電機	UCH-N5VNB-SUS-BKN	23.6m ²	62m ³ /min	0.22kW	1台	32W00036	
7	C2前室用	UC-5-2	三菱電機	UCH-N5VNB-SUS-BKN	23.6m ²	62m ³ /min	0.22kW	1台	32W00037	
8	SF室用	UC-6-1	三菱重工	MKA1582EF	172.0m ²	412m ³ /min	30.40kW	1台	Q6110732-1	
8	SF室用	UC-6-2	三菱重工	MKA1582EF	172.0m ²	412m ³ /min	30.40kW	1台	Q6110732-2	
8	SF室用	UC-6-3	三菱重工	MKA1582EF	172.0m ²	412m ³ /min	30.40kW	1台	Q6110732-3	
系統番号	機器名称(エアカーテン)	メーカー	型式	風量		消費電力	台数	S/N		
9	C3前室用	三菱電機	MK-3512TA		2,950m ³ /min	385W	1台	1403		
10	C2前室用	三菱電機	MK-3509TA		2,300m ³ /min	290W	2台	1403		
11	F前室用	三菱電機	MK-3509TA		2,300m ³ /min	290W	2台	1403		
12	SF前室用	三菱電機	MK-3509TA		2,300m ³ /min	290W	2台	1403		

和歌山市中央卸売市場

冷凍機運転日誌(1/2)

令和 年 月 日(曜日) (天候:) (外気温度: 16時 °C)

(外気温度: 7時 °C)

責任者	午前点検者	午後点検者

冷室名	庫内温度記録			
	7時		16時	
	設定温度	実温度	設定温度	実温度
C2室-1	℃	℃	℃	℃
C2室-2	℃	℃	℃	℃
C3室-1	℃	℃	℃	℃
C3室-2	℃	℃	℃	℃
F室-1	℃	℃	℃	℃
F室-2	℃	℃	℃	℃
F室-3	℃	℃	℃	℃
荷捌室	℃	℃	℃	℃
F前室	℃	℃	℃	℃
C2前室	℃	℃	℃	℃
C3前室	℃	℃	℃	℃
SF室-1	℃	℃	℃	℃
SF室-1	℃	℃	℃	℃
SF室-1	℃	℃	℃	℃

点検項目	冷蔵庫保守記録		
	点検	実施	備考
冷凍設備操作盤の監視			
冷凍設備動力盤-1			
冷凍設備動力盤-2			
冷凍設備動力盤-3			
冷媒ガス漏れ点検			
防熱扉ハンドル凍結点検			
庫内監禁呼出しの点検			
庫内床面液ダレ水滴除去			
冷蔵庫利用者の確認			
閉扉後の施錠			
施設・周辺の清掃実施			
屋上設置場所の状況			
自動火災受信機の監視			
消火栓ポンプ設備			
その他()			

名称	室名	冷凍機名	冷凍設備動力盤の電流値・運転時間				室名	ファン名	動力盤の電流値			
			冷凍機						7時	16時		
			電流値(A)		運転時間(H)				7時	16時		
			7時	16時	7時	16時			7時	16時		
動冷 力凍 盤設 1備	C2室	R-4-1					C2室	UC-4-1				
	C2室	R-4-2					C2室	UC-4-2				
	C3室・C3前室	R-2-1					C3室	UC-2-1-1				
	C3室	R-2-2					C3室	UC-2-2				
							C3前室	UC-2-1-2				
動冷 力凍 盤設 2備	F室	R-3-1					F室	UC-3-1-1				
	F室	R-3-2-1					F室	UC-3-1-3				
	F室	R-3-2-2					F室	UC-3-2-1				
							F室	UC-3-2-3				
							F室	UC-3-1-2				
動冷 力凍 盤設 3備							F室	UC-3-2-2				
	F・C2前室	R-5					F前室	UC-5-1				
	荷捌室	R-1					荷捌室	UC-1				
	SF室	R-6-1					C2前室	UC-5-2				
	SF室	R-6-2					SF室	UC-6-1				
SF室	R-6-3						SF室	UC-6-2				
							SF室	UC-6-3				

和歌山市中央卸売市場

冷凍機運転日誌 (2/2)

室名	室外機名	室外機の冷媒圧力							
		低圧側圧縮機				高圧側圧縮機			
		低圧 (MPa)		高圧 (MPa)		低圧 (MPa)		高圧 (MPa)	
		7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時
SF室	R-6-1								
	R-6-2								
	R-6-3								

室名	室外機名	室外機の冷媒圧力							
		低圧 (MPa)				高圧 (MPa)			
		7時		16時		7時	16時	7時	16時
荷捌き室	R-1								
C3室・C3前室	R-2-1								
C3室	R-2-2								
F室・SF前室	R-3-1								
F室	R-3-2-1								
F室	R-3-2-2								
C2室	R-4-1								
C2室	R-4-2								
F・C2前室	R-5								

室名	室外機名	機器の状況											
		潤滑油		冷媒		運転音		振動		異臭		汚れ	
		7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時
SF室	R-6-1												
	R-6-2												
	R-6-3												

室名	室外機名	機器の状況											
		冷媒		運転音		振動		異臭		汚れ		その他	
		7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時	7時	16時
荷捌き室	R-1												
C3室・C3前室	R-2-1												
C3室	R-2-2												
F室・SF前室	R-3-1												
F室	R-3-2-1												
F室	R-3-2-2												
C2室	R-4-1												
C2室	R-4-2												
F・C2前室	R-5												

レ 良
△ 要注意
× 不良
○ 修理

日	曜日	時間帯	時間	作業者印	C2			F			C3			S F 庫内 温度 計	屋上 排水溝	備考
					水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計			
1		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
2		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
3		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
4		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
5		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
6		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
7		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
8		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
9		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
10		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													

日	曜日	時間帯	時間	作業者印	C2			F			C3			S F 庫内 温度 計	屋上 排水溝	備考
					水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫内 温度 計			
11		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
12		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
13		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
14		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
15		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
16		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
17		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
18		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
19		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
20		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													

日	曜日	時間帯	時間	作業者印	C2			F			C3			S F 庫内 温度 計	屋上 排水 溝	備 考
					水滴 ・ 霜	荷 物	庫 内 温 度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫 内 温 度 計	水滴 ・ 霜	荷 物	庫 内 温 度 計			
21		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
22		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
23		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
24		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
25		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
26		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
27		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
28		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
29		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
30		朝	8													
		昼	13													
		夕	18													
31		朝	23													
		昼	28													
		夕	33													

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場冷蔵庫棟運転管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、1月当たりの支払金額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行について必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」とい

う。) が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体 (以下「契約者等」という。) に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。) を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間 (これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。) に入札等 (見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) がこの契約に関し行った行為について刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー (以下「ポリシー」という。) を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。